

際の授業を行つてゐる場合、学校教育法上の「授業」を行つてゐる者は、業務を受託した側の「講師」か、それとも、シラバス上に記載されてゐる大学の教授・准教授の「担当専任教員」か。

大学でも授業科目を担当することができる」となるが、これは、学校教育法上、許容さ

四
れていることが伺いたい。

四 大学における英語授業の外音化における依存
請負の疑いについて

(11) 請負契約によって、業務を受託した側の

「講師」が、単独で実際の授業を行っている場合、ALTに関する平成二十六年通知では請

負契約で可能とする限度を「業務内容の確認

と外国語会話の実演』としていることから

不等の事柄 獲得 分離 株 手取 監督

いて請負契約で可能とする範囲は「業務内容

の確認と外国語会話の実演」であり、単独で

は授業を行うことができないと考えられるが、反面、学校教育法上、大學には、清貧契

か例は「学校教育法」上、大學では「講師」が単独

で授業を行うことが認められるのであれば、

その理由を明確に示されたい。認められると

いう場合、請負契約では、発注者は請負契約

はよ三で派遣された者に対して、発注した者は指揮命令をすることができないこととの関連

係について、明確に示されたい。

(四) 労働者派遣契約によつて業務を受託した

側の「講師」が、単独で実際の授業を行つてい
る場合、古文書等の資料を用いて論議する

る場合、「該講師に対して担当教員は指揮監督する」ができるが、「担当講師」は実

實際に授業を行わなくとも、シラバスの作成、

成績評価及び単位認定を「担当専任教員」が

行つていれば単位を授与できることすれば、当

該「担当専任教員」は、同時刻に多数の授業科目を担当する「一」ができる、また、同時刻ごとに

二) 文部科学省は、既に具体的な事例があり、相談にも赴いている大学があるのであるから、個別の事例について、学校教育法上、単位を授与するための条件を明確にして、厚生労働省に照会し、政府として明確な指導を行ふべきであると考えるが、どうか。

衆議院議員阿部知子君提出大學等における英語授業の外部化に関する再質問に対する答弁書

二の(1)について
政府としては、御指摘のJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）における外国語指導助手に係る報酬・旅費等の必要な経費について、地方交付税措置を講じており、財政力の弱い地方公共団体に対しても、必要な財政措置を講じているところである。

(1) 大学の英語授業の外部化により、労働者派遣法違反の偽装請負とならないようにするため、英語授業の外部委託化についての契約形態、シラバス作成、授業の実際、成績評価の方法及び単位認定などに関する実態調査を行なうべきであると考えるが、どうか。

(2) 文部科学省及び厚生労働省が、大学の英語授業の外部化に関して、学校教育法上の単位認定が適切に行われているか、また、契約形態上偽装請負の疑いがあるため労働者派遣法違反の偽装請負が行われていないかについて、小中高校のALTの場合と比較して、これまで放置し、法令の適切な執行の確保を躊躇してきた理由について、伺いたい。

右質問する。

し、疑義がある場合は、都道府県労働局に相談するなどして判断すべきものであると考えているため、お尋ねの調査を行つたことはないが、各種会議において、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、外国語指導助手の活用に係る契約内容を確認することともに、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いがある事案については「外国语指導助手の請負契約による活用について」（平成二十一年八月二十八日付け二十一初国教第六十五号文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知）等を踏まえて都道府県労働局に相談するなど適切に対応するよう、指導の徹底を図つていているところであり、「適法確認の調査を行わないことは、文部科学省がALTに係る労働者派遣法違反の偽装請負を黙認することを、地方自治体に対して示したこととなる」との御指摘は当たらないものと考える。

御指摘の「業務を受託した側の「講師」」の意味するところが必ずしも明らかではないが、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第二項に規定する「職員」とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者と解しているところ、一般に、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者は学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、同項に規定する「その他必要な職員」(以下単に「その他必要な職員」という)に当たらないと考えられる一方、労働者派遣契約により大学の校務に従事する者は学長の指揮命令権の下で当該校務に従事することがあり得る者であるため、その他必要な職員に当たり得ると考える。

三の(一)及び(三)について

御指摘の「業務を受託した側の「講師」」が、单独で実際の授業を行っている場合の意味するところが必ずしも明らかではないため、いずれのお尋ねについてもお答えすることは困難であるが、大学が単位を授与するために開設する授業科目の授業については、学長に統督された当該授業科目を担当する教員(以下「担当教員」という。)が実施することが原則であり、大学が担当教員以外の者を活用する場合には、学校教育法、労働者派遣法等の関係法令の規定に則して実施されることが求められる。

三の(四)について

御指摘の「業務を受託した側の「講師」が、単独で実際の授業を行っている場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、大学が単

については、担当教員が実施することが原則でありますところ、大学が担当教員以外の者を授業に置いて活用することにより、担当教員と同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施されることがあります。そのような場合には、当該授業科目の授業が担当教員の定める各授業時間ごとの指導計画の下に実施されているか否かなど授業の実施状況について担当教員が十分に把握し、その責任において学生の成績評価を行うなどの適切な対応が必要である。

て、各大学における外国语科目等の教育活動の実態等を把握し、必要と認められる場合は、各大学における外国语科目等の教育活動の適正な実施を求める通知を発出することなどについて検討してまいりたい。

平成二十八年四月二十日提出
質問 第二五〇号

大型航空機の衝突を想定した原子力発電所のテロ対策に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

大型航空機の衝突を想定した原子力発電所のテロ対策に関する質問主意書

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（「本規則」という。）の第四十二条第一号では、「原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対するその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものである」と規定されている。

田中原子力規制委員会委員長は、平成二十八年四月七日の衆議院原子力問題調査特別委員会において、「どの程度のジャンボジェット機とか、どういうふつかり方をするとか」アメリカ等の意図もお聞きしまして、そういうった米国でとつていて、大事故等対処施設の要求をして」と答弁している。

かかる答弁について、疑義があるので、以下質問する。

二 本規則で規定する「原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」とは、具体的にはどのようなものなのか。原子炉建屋のみならず、原子炉そのものへの大型航空機の直撃を想定しているのか。政府の見解を具体的に示されたい。

三 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド等において、特定重大事故等対処施設では、「原子炉建屋近傍の施設には故意による航空機衝突への頑健性が要求されている」が、原子炉そのものへの故意による航空機衝突は想定していないのか。政府の見解を示されたい。

三 特定重大事故等対処施設に求められる構成を見る限り、原子炉の冷却機能の喪失を補うものであり、原子炉そのものの破壊には対応できないと思われる。田中委員長の答弁でも、「米国でとつているような仮定を入れまして、そういう場合でもそういう対策がとれるよう」ということで、特定重大事故等対処施設の要求をしていふと示されるにとどまる。特定重大事故等対処施設は、故意による航空機衝突が原子炉を直撃し、原子炉容器そのものが毀損された場合には効果を發揮しないのではないか。政府の見解を示されたい。

四 現在の政府の審査基準においては、故意による航空機衝突が原子炉に行われた場合でも、原子炉本体が毀損され、放射性物質の放出する可能性はないと考えられているのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一五〇号
平成二十八年四月二十八日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出大型航空機の衝突を想定した原子力発電所のテロ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出大型航空機の衝突を想定した原子力発電所のテロ対策に関する質問に対する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねのような点については、これにお答えした場合、発電用原子炉施設の具体的な仕様が明らかになる等、今後のテロリスト等への対応に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則平成二十五年原子力規制委員会規則第五号は、原子炉建屋の中に原子炉本体が設置されていることを前提としたものである。

平成二十八年四月二十日提出

質問 第二五一号

鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問主意書

提出者 仲里 利信

鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問主意書
鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問主意書
鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問主意書

二〇九号で質問を行い、四月一日付けて答弁を得たところである。

その際「沖縄に戦前及び戦中にあつた沖縄県営鉄道（輕便鉄道）が米軍の空襲により完全に破壊されたが、政府は戦時補償の一環と位置付けて、政府主導で整備すべきではないか」と質問したところ、「内閣府において調査中であり、引き続き調査する」との答弁があつた。これは県民の要望にまともに応えようとしている答弁であり、誠に遺憾である。

また、沖縄県内交通渋滞の解消や観光産業の振興、那覇空港第二滑走路の整備に合わせた交通機

関の整備を図るため「鉄軌道を整備すべきではないか」との質問に対しても、「申請等がなされた場合においては、適切に対応したい」と答弁しておられ、県民の要望に真摯に対応しようとしている。

い。

このような政府の対応は、沖縄振興特別措置法及び同法の提出の際の趣旨説明を損なうものであると言わざるを得ない。

すなわち、沖縄振興予算は、沖縄振興特別措置法第一条において、同法に基づき策定される沖縄振興基本方針及び十カ年を目途とした沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もつて沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とするこれを明確に規定している。

また、昭和四十六年十一月十日に開催された「沖縄及び北方問題に関する特別委員会」の法案提

出趣旨説明として、山中國務大臣は、①沖縄は、先の大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十余万のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間、沖縄百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けている。②われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思ひをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきである、ことなどを発言している。

これらを踏まえて以下お尋ねする。
政府の認識はどうか。

四 平成二十四年五月十一日に政府が定めた「沖縄振興基本方針」において、「Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項」の「十一 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項」の「(1)各種社会資本の整備」として、「沖縄島内における交通の状況に鑑み、鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる」との方針が明らかにされている。

(一) 政府は、平成二十一年度及び二十三年度に「鉄軌道等導入可能性検討基礎調査」を、平成二十四年度から二十六年度までに「鉄軌道等導入課題検討基礎調査」をそれぞれ実施したと承知している。一方、「沖縄振興基本方針」に基づくならば、調査結果を踏まえて取りまとめるべき「一定の方向」において、「鉄軌道を整備しない」という方針が打ち出されるとの可能性はあり得ないものと本職は考える。政府の基本的な認識もそうであると理解している。

(二) 政府は、「沖縄振興基本方針」において、明確に「鉄道、軌道に所要の措置を講ずる」と打ち出している。この方針は、調査及び検討の結果に関わらず、鉄軌道の整備を進めるとの考え方から示されたものであると理解して良いか。

政府は、「県の主体性をより尊重」しつつ「国のはあるものの、政府が沖縄振興基本方針を定めている基本的な姿勢に変わりはない、むしろ政府は「県の主体性をより尊重」と理解して良る」という基本的な姿勢を定めている。政府は「県の主体性をより尊重」しつつ「国のはあるものの、政府が沖縄振興基本方針を定めている基本的な姿勢に変わりはない、むしろ政府は「県の主体性をより尊重」と理解して良いか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二五一号

平成二十八年四月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員仲里利信君提出鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の点も踏まえ、沖縄の振興に全力で取り組んでいくことが重要であると認識している。

二について

先の答弁書(平成二十八年四月一日内閣衆質一九〇第二〇九号)一についてでお答えしたところ、沖縄島内における交通の状況に鑑み、内閣府において、沖縄の鉄軌道等に関する調査を実施してきているところであり、また、平成二十八年度予算において、沖縄における鉄軌道等導入課題検討に必要な経費として一億五千三十四万六千円を計上し、引き続き調査を行つていく考えである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)に基づき、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図ることとしているところである。

四について

お尋ねについては、沖縄振興基本方針(平成

二十四年五月十一日内閣総理大臣決定)において、「鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方にについての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずることとしており、二について

でお答えしたとおり、引き続き調査を行つてゐるところである。

すべてお示し願いたい。

シベリア等強制抑留者は、いつ、どこで、どの

ような労働を強いられたのか、お示し願いたい。

鉄道建設、森林伐採、炭鉱建設現場、その他の

現場でそれぞれ、何人程度の日本人が従事させられたのか。また、それぞれの現場で何人が犠牲になつたのか、お示し願いたい。

実態が不明であるとすれば、実態把握をすべきと考えるが、いかがか。

また、これらの労働が戦後のソ連の国家建設にどのように役に立つたのか。内閣の認識をお示し願いたい。

収集が未だなされていない遺骨は何柱あると推定されているのか。遺骨収集は計画通りに進展しているのか。お示し願いたい。

また、なぜ、強制抑留がなされたのか、その理由を内閣はどうに捉えているのか、お示し願いたい。

早期に「日ソ捕虜・収容所協定」を深掘りした新

協定を締結して、実態解明や遺骨収集を加速させるべきと考えるが、内閣の認識を問う。

シベリア等強制抑留者の持ち主不明の遺品はどう

のように保管されているか。リストを公表するとともに、できる限り展示をするべきと考えるがい

かがか。

また、義務教育の現場で、シベリア等強制抑留

者の体験を聞く授業や、強制抑留問題をより詳細に取り上げる措置を講じ、シベリア等強制抑留の

体験と歴史を風化させない努力をするべきと考えるが、いかがか。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出シベリア等強制抑留者の実態調査及び遺骨収集に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一九〇第二五二号

平成二十八年四月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員長妻昭君提出シベリア等強制抑留者の実態調査及び遺骨収集に関する質問に対する答弁書

別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出シベリア等強制抑留者の実態調査及び遺骨収集に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一九〇第二五一号

平成二十八年四月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員仲里利信君提出鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の点も踏まえ、沖縄の振興に全力で取り組んでいくことが重要であると認識している。

二について

先の答弁書(平成二十八年四月一日内閣衆質一九〇第二〇九号)一についてでお答えしたところ、沖縄島内における交通の状況に鑑み、内閣府において、沖縄の鉄軌道等に関する調査を実施してきているところであり、また、平成二十八年度予算において、沖縄における鉄軌道等導入課題検討に必要な経費として一億五千三千四万六千円を計上し、引き続き調査を行つていく考えである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)に基づき、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図ることとしているところである。

お尋ねについては、沖縄振興基本方針(平成

第十三条には強制抑留の実態調査が規定されているが、その進捗状況と実態調査が進まない理由を

平成二十八年五月十日 衆議院会議録第三十号

議長の報告

七

官 報 (号 外)

「いられたのか」、「鉄道建設、森林伐採、炭鉱、建設現場、その他の現場でそれぞれ、何人程度の日本人が従事させられたのか」、「それぞれの現場で何人が犠牲になつたのか」、「これらの労働が戦後のソ連の国家建設にどのように役に立つたのか」及び「なぜ、強制抑留がなされたのか」については、具体的に把握していないため、「お答えすることは困難であるが、政府においては、同法第十三條第一項の規定に基づき、「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(平成二十三年八月五日閣議決定)を定めた上で、当該方針において抑留中死亡者についての調査や、抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還、強制抑留の実態の解明に資するための調査等を実施することとしており、これまでも、平成二十四年度より毎年度公表している「強制抑留の実態調査等に関する取組状況」にあるとおり、例えば平成二十八年三月三十一日までに総計三万九千四百七十四人の抑留中死亡者の身元を特定するなどして実態調査等に関する取組を進めてきているところである。

留中死亡者の遺骨収集を行つてきており、平成二十八年三月三十一日までに、推計で約二万三千三百柱の遺骨を収容している。今後は、平成二十八年三月に成立した戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成二十八年法律第十一号)にも基づき、計画的かつ効果的に遺骨収集を実施することとしている。

お尋ねの「二日ソ捕虜・収容所協定」を深掘りして、新協定の意味するところが必ずしも明らかではないが、日露間においては、協定に基づく協力を着実に進めることが重要であるとの認識で一致しており、協定に基づきロシア連邦等に対しても、本人の抑留中死亡者（ソヴィエト社会主義共和国連邦の地域における強制抑留下において死亡した者に限る）の名簿及び埋葬地に関する資料の提出、遺骨の引渡し等に係る協力を引き続き求めるなど着実な取組を進めてまいりたい。

お尋ねの「どのように保管されているか」との趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、遺骨収集時に氏名等の手掛かりがある遺留品を発見した場合は、当該遺留品を持ち帰り、厚生労働省において丁重に保管した上で、当該遺留品と政府において保管している資料との照合調査等を行う施設である昭和館やしようけい館等の引取先があるものは寄贈し展示することとしており、引取先がないものは処分することとしている。また、政府としては、所有者を特定できる見込みがないと判断した遺留品について、リスト化したもの

のを公表することは考えていない。

小学校及び中学校における戦争や平和に関する教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて行われており、例えば、中学校の社会科においては、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）に基づき、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考える」と、「日本国憲法の平和主義について解させる」と、「戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」とこと等について指導することとしている。その際、学習指導要領に基づき、どのような歴史的事象を取り扱うかについては、各学校又はその設置者等の判断によるところであるが、例えば、いわゆるシベリア抑留者から体験談を聞く機会を設けることは、児童生徒の学習意欲を高めたり、理解を深めたりする上で有意義な取組の一つと考える。

四月二十一日付の「朝日新聞」朝刊によると、四月二十日午後六時現在の被害状況（九州全県）は死者四十八人、関連死疑い十一人、安否不明二人、負傷者千百五十二人、避難者九万二千五百四十一人、建物（全壊・半壊）三千七百七十八棟となつてゐる。

電気、ガス、水道、交通等ライフラインの復旧が滞る中、今なお多くの被災者が不便で不自由な日常を余儀なくされている。

政治と政治家は、被災者らと真剣に向き合い、生活再建のためにあらゆる努力を尽くすべきであることは言うまでもない。同時に、政府は、一刻も早く熊本地震の被害からの復旧及び被災者支援に万全の対策を講じるべきである。

ところで、熊本地震の被災地へ支援物資等を輸送する目的で、米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸型輸送機MV-22オスプレイ（以下、オスプレイという）四機が投入された。オスプレイが日本の災害対応に使われるのは初めてである。

今般のオスプレイの被災地投入をめぐつては、日米同盟のアピールやその安全性に対する国民の根強い懸念の払しょく、陸上自衛隊が導入するV-22オスプレイの佐賀空港配備に向けた世論操作等が目的ではないか、と必要性を疑問視する声が噴出している。災害を政治利用するようなことは断じてあつてはならない。

以下、質問する。

一 安倍総理は、熊本地震発生後の四月十七日午前八時三十分過ぎには、米軍の輸送支援について「申し出があるが、今直ちに支援が必要だと、いう状況ではない」と記者団に述べたが、二時間半後の午前十一時には「米国から航空機によ

る輸送支援が実施可能だととの連絡が入った。大変ありがたい申し出だ」と態度を一変し、方針転換している。

① 安倍総理が記者団に述べた右「米国から航空機による輸送支援が実施可能だととの連絡が入った」との発言にある「航空機」とはオスプレイのことか、米軍から右連絡が入った日時と併せて明らかにされたい。

② 熊本地震支援において、政府が米軍の輸送支援受け入れを決断した日時及び理由を明らかにされたい。

二 二〇一六年三月末日現在、陸上・海上・航空

自衛隊がそれぞれ保有する輸送機（輸送機として運用可能な多用途機を含む）について、九州の自衛隊基地所属とそれ以外の基地所属の別及び固定翼機、回転翼機の別に機数を明らかにした上で、充足状況に対する政府の見解を示されたい。

また、四月十七日に安倍総理が米軍の輸送支援受け入れを決断した時点において、実際に熊本地震支援のために被災地へ投入されていた輸送機について、九州の自衛隊基地所属とそれ以外の基地所属の別及び固定翼機、回転翼機の別に機数を明らかにした上で、その運用並びに充足状況に対する政府の見解を示されたい。

三 去る四月十七日、オスプレイ四機が演習先のフィリピンから普天間飛行場を経由して米軍岩国基地に到着し、翌十八日には二機が、残る二機は同月十九日から熊本地震支援のために被災地へ投入されているものと承知している。

右オスプレイが被災地に投入された四月十八

日以降同月二十一日までの輸送実績（物資の種別、重量、輸送先等）を日付毎に明らかにした上で、その運用状況に対する政府の見解を示さねたい。

四 熊本地震支援のため被災地へ投入されたオスプレイの活動は「支援物資や自衛隊員の輸送に限られている」との米国防総省報道部長の発言が報じられている。

① 右オスプレイは自衛隊員も輸送したのか、事実関係を明らかにした上で、その必要性及び正当性に対する政府の見解を示されたい。

② 右報道部長は、追加派遣の要請に備えて米軍普天間飛行場にオスプレイ四機を待機させていることも明らかにしている。米国に対し、オスプレイの追加派遣を要請する考えはあるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二五三号
平成二十八年四月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出熊本地震支援にともなう米海兵隊MV-22オスプレイ投入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出熊本地震支援にともなう米海兵隊MV-22オスプレイ投入に関する質問に対する答弁書

御指摘の安倍内閣総理大臣の発言は、平成二

十八年熊本地震（以下「今回の地震」という。）の発生を受け、平成二十八年四月十七日前、米側から米軍の航空機による輸送支援が可能であるとの連絡があり、同日午前、中谷防衛大臣よ

り安倍内閣総理大臣に対し、その旨報告があつたことを受けたものであるが、当該連絡においては、航空機の機種は特定されていなかつた。当該報告を受け、安倍内閣総理大臣より、大

変ありがたい申出であり、速やかに具体的な調整を行い、整い次第、直ちに実施に移すよう中谷防衛大臣に指示したところである。

二について

お尋ねの「保有する輸送機（輸送機として運用可能な多用途機を含む）についての「充足状況」の定義が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、平成二十八年三月三十日時点で、九州地方に所在する各自衛隊の部隊に配備されている輸送機及び陸上自衛隊の多用途機の機数は、固定翼機は零機及び回転翼機は約四十機であり、九州地方に所在しない各自衛隊の部隊に配備されている輸送機及び陸上自衛隊の多用途機の機数は、固定翼機は約四十機及び回転翼機は約二百三十機である。

三について

米軍から派遣された垂直離着陸機MV-22オスプレイ（以下「MV-22」という。）は、お尋ねの平成二十八年四月十八日から同月二十一日ま

での間、同月十八日に食料、水等約十トンを、同月十九日に食料、水等約九トンを、同月二十日に食料、水等約九トンを、それぞれ熊本県南阿蘇村へ輸送している。

お尋ねの「その運用状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、MV-22の輸送支援により、被災地へのより迅速かつ効果的な物資の輸送ができたものと考えている。

四の①について

今回の地震への対応に關し、MV-22は自衛隊員の輸送を実施していない。

また、同年四月十七日時点で、今回の地震に係る災害派遣活動に從事していた自衛隊の航空機に関して、九州地方に所在する各自衛隊の部隊に配備されている輸送機及び陸上自衛隊の多用途機の機数は、固定翼機は零機及び回転翼機は二十三機であり、九州地方に所在しない各自衛隊の部隊に配備されている輸送機及び陸上自

衛隊の多用途機の機数は、固定翼機は九機及び回転翼機は四十二機である。

お尋ねの「その運用並びに充足状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、修理・点検中であつたり、他の任務等に從事する航空機を除き、その時点において運用可能な自衛隊の航空機を最大限活用し、必要な災害派遣活動を行つていただるものである。

四の②について

MV-22を含む米軍の航空機による輸送支援は平成二十八年四月二十四日に終結しており、現時点ではMV-22を含む米軍の航空機の追加派遣の要請を改めて行う予定はない。

官 報 (号外)

中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第九条の二第一項第一号中「指定権利」を「特定権利(第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号において同じ。)」に改め、同項第二号中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第九条の三第四項中「六月」を「一年」に改めし書」を「第十五条の三第一項ただし書」に、

「その内容」を「その内容を、第二十六条第二項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項」に改める。

第十二条中「指定権利」を「特定権利」に、「第十五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一項ただし書」に改める。

第十二条の三第一項中「指定権利の販売条件又は役務の提供条件について」を「特定権利の販売条件又は役務の提供条件について」に改め、同項第一号及び第二号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同項第三号中「意思を表示する」を「全て」に改め、同項第三号中「意思を表示する」を「意思の表示をする」に改める。

第十二条の四第一項中「すべて」を「全て」に、「第六十六条第四項及び第六項」を「第六十六条第五項及び第六十七条第一項第四号」に、「指定権利」を「特定権利」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(承諾をしていない者に対するファクシミリ広告の提供の禁止等)

第十二条の五 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないでファクシミリ広告(当該広告に係る通信文その他の情報をファクシミリ装置を用いて送信する方法により行う広告をいう。第一号において同じ。)をしてはならない。

「その内容」を「その内容を、第二十六条第二項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項」に改める。

第十二条中「指定権利」を「特定権利」に、「第十五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一項ただし書」に改める。

第十二条の三第一項中「指定権利の販売条件又は役務の提供条件について」を「特定権利の販売条件又は役務の提供条件について」に改め、同項第一号及び第二号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同項第三号中「意思を表示する」を「全て」に改め、同項第三号中「意思を表示する」を「意思の表示をする」に改める。

第十二条の四第一項中「すべて」を「全て」に、「第六十六条第四項及び第六項」を「第六十六条第五項及び第六十七条第一項第四号」に、「指定権利」を「特定権利」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売ファクシミリ広告の相手方から通信販売ファクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたとき

は、当該相手方に對し、通信販売ファクシミリ広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び通信販売ファクシミリ広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件に係るファクシミリ広告(以下この条において「通信販売ファクシミリ広告」という。)をするとき。

2 当該販売業者の販売する商品若しくは特定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者

に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売ファクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売ファクシミリ広告に、第十二条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売ファクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示をするため必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

第十五条の二第一項中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第三節中同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(業務の禁止等)

第十五条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に對して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定められる者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に關してその者が有していた責任の程度

第一項中「除ぐ。」の下に「第十二条の五」を、「対し。」の下に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るために設置その他の」を加え、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十五条第一項中「除ぐ。」の下に「第十二条の五」を加え、「一年」を「二年」に改め、同項号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売ファクシミリ広告をしてはならない。

この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第十五条の二中「指定権利」を「特定権利」に改め、第十二条第三節中同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(業務の禁止等)

第十五条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に對して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定められる者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に關してその者が有していた責任の程度

を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十八条中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第五号中「第二十六条第三項又は第四項」を「第二十六条第二項、第四項又は第五項」に、「同条第三項又は第四項」を「当該各項」に改める。

第十九条第一項各号及び第二項並びに第二十条中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第二十一条第一項第五号中「第二十六条第三項又は第四項」を「第二十六条第二項、第四項又は第五項」に、「同条第三項又は第四項」を「当該各項」に改める。

第二十一条の二中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十二条の見出しを「（指示等）」に改め、同条中「対し」の下に「当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受けた者の利益の保護を図るためにの措置その他の」を加え、同条第二号中「若しくは役務提供契約の締結」を「又は役務提供契約の締結」に改め、「又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」及び「又は購入者若しくは役務の提供を受ける者」を削り、同条第三号中「前二号」を「前各号」に、「もの」を「もの」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に關する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事實を告げないこと。

四 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧説する」とその他電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの

第二十二条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二十三条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に、「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第二十三条の次に次の二項を加える。

（業務の禁止等）

第二十二条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対する前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定められた者が当該命令の理由となつた事實及び該事實に關してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するため、その者による電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人

の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二十四条第一項中「指定権利」を「特定権利」に、「及び次条」を「から第二十四条の三まで」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利が行使され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金額又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

第二十四条第七項中「指定権利」を「特定権利」に改める。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の二項を加える。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二

官 報 (号 外)

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等)

第二十四条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでな

一 その日常生活において通常必要とされる

(第二条第四項第一号に掲げらるる)の限

(第二条第四項第一号に掲げるものに限

(第二条第四項第一号に掲げるものは限る。次号において同じ。)の売買契約又はそ

の日常生活において通常必要とされる回

数、期間若しくは分量を著しく超えて役務

の提携を受ける義務提携契約

（操作法）
（操作法）

此該販賣業者又係服務提供事業者為些

該売買契約若しくは役務提供契約に基づく

債務を履行することにより申込者等にとつ

て当該売買契約に係る商品若しくは特定権

利と同種の商品若しくは特定権利の分量が

その日第三話「おはー」通常必要二三九分

その日常生活において通常必要とされる分

量を著しく超えることとなる」と若しくは

当該役務提供契約に係る役務と同種の役務

の提供を受ける回数若しくは期間若しくは

その分量がその日常生活において通常必要

二十三回後、明間苦々せん量を著

とされる回数、期間若しくは分量を著しく

超えることとなることを知り、又は申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利

平成二十八年五月十日 衆議院会議録第三十号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

第二十六条第一項第八号イ中「商品の」を削り、同号口中「行う宅地建物取引業法第一条第二号」を「行う同条第二号」に改め、同号二中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第十五項とし、第八項を第二号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同項を同条第六項第二号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同項を同条第七項とし、同中「指定権利」を「特定権利」に改め、同項を同条第五項第二号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同項を同条第六項第二号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同項を同条第七項とし、第一項の次に次の一項を加え項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え

2 第九条から第九条の三まで、第十五条の三及び第二十四条から第二十四条の三までの規定は、会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされる株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出としてされた特定権利の販売で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

第三十四条第一項中「この条」の下に「及び第三十八条第三項第二号」を加える。

第三十六条の三第二項ただし書中「表示」を「意思の表示」に改め、同条第四項中「を表示する」を「の表示をする」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「意思を表示する」を「意思の表示をする」に改める。

第三十六条の四第一項中「すべて」を「全て」に、「第六十六条第四項及び第六項」を「第六十一条第五項及び第六十七条第一項第四号」に改める。

第三十八条の見出しを「(指示等)」に改め、同条第一項中「対し、必要な」を「対し、」当該違反又は当該行為のは正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他必要な」に改め、同項第四号中「もの。」を「もの」に改め、同条第二項中「対し、」の下に「当該違反又は当該行為のは正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の」を加え、同条第三項中「第一項各号に」を「次に」に改め、「対し、」の下に「当該違反又は当該行為のは正のための措置、連鎖販売取

引の相手方の利益の保護を図るために措置その他の」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第一項各号に掲げる行為

二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除をする事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき 故意に事実を告げないこと。

第三十八条に次の二項を加える。

5 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

6 主務大臣は、第四項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第三十九条第一項中「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その統括者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第三十九条第二項中「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その勧誘者が個人である場合にあつては、その者に對

114

して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第三十九条第三項中「前条第一項各号」を「前条第三項各号」に、「同条第三項」を「同項」に、「二年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

一 当該統括者が法人である場合 その役員 及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該統括者が個人である場合 その使用

3
主務大臣は、一般連鎖販売業者に対する前
条第三項の規定によりその行う連鎖販売取引
の停止を命ずる場合において、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者
が当該命令の理由となつた事実及び当該事案
に關してその者が有していた責任の程度を考

の利益の保護を図るための措置その他の」を加え、同条第二号中「又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため」及び「又は特定継続的役務提供受領者等」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

この場合において、主務大臣は、その一般連鎖販売業者が個人である場合にあつては、その者に対する、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を管む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて

第三十九条の次に次の二条を加える。

(業務の禁止等)

第三十九条の二 主務大臣は、統括者に対して前条第一項の規定によりその行う連鎖販売取

引の停止を命ずる場合において、次の各号に
属する場合のほかに、当該各号に該する

者が当該命令の理由となつた事実及び当該事

実に關してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するため

その者による連鎖販取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省

令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を

定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る義務を折り入開設する。二、当該業者

人であつた者

第四十三条の二及び第四十四条の二中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

第四十七条の次に次の二条を加える。

二 当該一般連鎖販売業者が個人である場合
その使用者及び当該命令の日前六十日以内においてその使用者であつた者
主務大臣は、前三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならぬ。
い。

この場合において、主務大臣は、その役務提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

(業務の禁止等)

第四十七条の二 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による特定継続的役務提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対し、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む)の禁止を命ずることができる。

一 当該役務提供事業者又は当該販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該役務提供事業者又は当該販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

「示する」を「意思の表示をする」に改める。

第五十四条の四第一項中「すべて」を「全て」に、「第六十六條第四項及び第六項」を「第六十条第五項及び第六十七條第一項第四号」に改める。

該事実に關してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するため、その者による特定継続的役務提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を販売取引の相手方の利益の保護を図るために措置その他の)を加え、同項第四号中「もの。」を「もの」に改め、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による指示をしておるときは、その旨を公表しなければならぬ。

法人である場合 その役員及び当該命令の
日前六十日以内においてその役員であつた
第五十七条第一項中「一年」を「二年」に改め、
同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売業を行なう者が個人である場合に十日以内においてその使用人であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六

二 三語で承認せし業者又は三語で販賣せし業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務

つた者
主務大臣は、前項の規定による命令をした
を営む法人の当該業務を担当する役員となる
ことの禁止を併せて命ぜることができる。

第五十四条の三第二項ただし書中「表示」を
「業務の禁止等」

売業を行う者に対して前条第一項の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘

引販売取引の停止を命ずる場合において、次

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関するその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保する

るためにその者による業務提供説明引取販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期

間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む）の禁止を命ずることができる。

第五十八条の十二に次の一項を加える。
2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
第五十八条の十三第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に、「一年」を「二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を當む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

第五十八条の十三の次に次の二条を加える。
(業務の禁止等)

に對して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者に

び「又は売買契約の相手方」を削り、同条第三号

中「前」一号を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約に閑

する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げない」と。

第五十八条の十一に次の一項を加える。
2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合にあつては、その者に対する停止を命ずる期間と同一の期間

を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を當む法人の当該業務を担当する役員となること

（業務の禁止等）
第五十八条の十三の次に次の二条を加える。
の禁止を併せて命することができる。

第五十八条の十三の二 主務大臣は、購入業者
に對して前条第一項の規定により業務の停止

を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関する

てその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者に

よる訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該購入業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該購入業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十八条の十九中「指定権利」を「特定権利」に、「第十五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一項ただし書」に改める。

第五十八条の二十第二項第一号中「第二十四条第八項」の下に「（第二十四条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第五十八条の二十五第二号中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改め、同条第三号中「第二十六条第六項」を「第二十六条第七項」に改め、同条第四号中「第一十六条第七項」を「第二十六条第八項」に改める。

第六十一条第一項中「第六十六条第五項」を

「第六十六条第四項」に改める。

行う。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第六十六条の四 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第一百一条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、五百五十九条第一号若しくは第二号、第六项第二号若し

くは第七项第二号」を「第三项、第四项各号、第六项第二号」を「第三项、第四项各号、第六项第二号若しくは第二号、第六项第二号若し

くは第七项第二号」に改め、同条第二项中「第二号」を「第三项、第四项各号」に改め、同条第四项第二号若しくは第六项第一号」を「第二号」に改め、同条第五项第二号若しくは第七项第一号」を「第二十六条第五项第二号若しくは第七项第一号」を

「第二十六条第五项第二号若しくは第七项第一号」に改める。

第六十六条第一項中「この条において」を削り、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二项中「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三项中「（次項の規定が適用される者を除く。）」を削り、同条第四项を削り、同条中第五项を第四项とし、第六项を第五项とし、同条第七项中「第五项」を「第四项」に改め、同项を同条第六项とし、同条第八项中「第六项」を「第五项」に、「第五项」を「第四项」に改め、同项を同条第七项とする。

第六十六条の五 主務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を試する場合

2 主務大臣の職員が前項に規定する处分通知等に関する事務を電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができる。

2 主務大臣の職員が前項に規定する处分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十六条の四において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六十七条第一項第一号中「商品に係る販売業者」を「商品及び特定権利（第二条第四项第二号及び第三号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）に係る販売業者」に改め、「当該商品の下に「特定権利」を「特定権利（第二条第四项第一号

の効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

第六十六条の六 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第七号に規定する处分通知等であつて、この章の規定により書類の送達により行うこととしているものについて

は、同法第十四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（指示等の方式）

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、

公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、

公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、

公共団体その他の者に照会し、又は協力を求め

ることができる。

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、

公共団体その他の者に照会し、又は協力を求め

ることができる。

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、

公共団体その他の者に照会し、又は協力を求め

ることができる。

一

第六十六条の三 この法律の規定による指示又

は命令は、主務省令で定める書類を送達して

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四条、第十三条、第十八条及び第二十条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、施行日前に販売業者又は役務提供事業者が受けた商品若しくは第一条の規定によることで、施行前の特定商取引に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二条第四項に規定する指定権利又は役務(以下この条において「商品等」という。)の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新法第五条、第十一条、第十九条及び第二十五条の規定は、施行日以後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、施行日前に締結された商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。

3 新法第七条第二項、第十四条第三項及び第四項、第二十二条第二項、第三十八条第五項及び第六項、第四十六条第二項、第五十六条第三項及び第四项並びに第五十八条の十二第二項の規定は、施行日前に旧法第七条、第十四条、第二十二条、第三十八条、第四十六条、第五十六条又は第五十八条の十二の規定によりした指示については、適用しない。

4 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にしめた旧法第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反する行為若しくは旧法第七条各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第八条の二第一項の規定は、施行日前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。

は旧法第七条各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新法第八条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

6 新法第九条、第九条の二、第十五条の三及び第二十四条の規定は、施行日以後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又は施行日以後に締結された売買契約若しくは役務提供契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く。)について適用し、施行日前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

7 新法第九条の三第四項(新法第二十四条の三第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に新法第十二条の三第一号に規定する通信販売電子メール広告(商品等に係るものである旨のもの)の提供を受けない旨のものは、同条第二項(新法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。

10 新法第十二条の三第三項(新法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に新法第十二条の三第一号に規定する通信販売電子メール広告(商品等に係るものである旨のもの)の提供を受けない旨のものは、同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。

11 施行日において既に新法第十二条の五第一項第一号に規定する通信販売フックシミリ広告に相当するものをすることがあります。その相手方から得た承諾の表示及び同報告書

しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約若しくは業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、なお従前の例による。

受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売フックシミリ広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方がから得た承諾とみなす。

12 施行日において既にされている意思の表示であつて、新法第十二条の五第一項第一号に規定する通信販売フックシミリ広告に相当するもの(提供を受けない旨のものは、同条第二項に規定する意思の表示とみなす)。

13 新法第十二条の五第三項の規定は、施行日前に同条第一項第一号に規定する通信販売フックシミリ広告に相当するものをすることがあります。その相手方から得た承諾に基づく通信販売フックシミリ広告については、適用しない。

14 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第十二条、第十二条、第十二条の三(第五項を除く。)若しくは第十三条第一項の規定に違反する行為若しくは旧法第十四条第一項各号に掲げる行為又は同項の規定による指示に従わない行為については、新法第十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 新法第十五条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

16 販売業者又は役務提供事業者の施行日前に反する行為若しくは旧法第二十二条各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第二十三条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十四条のうち特定商取引に関する法律第

十五条の二第一項ただし書の改正規定中「第十
五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一
項ただし書」に改める。

第二十四条の二第二項】を「第
九十五条中「第二十四条の二第二項】を「第
二十四条の三第二項】に改める。

第五条の二第一項ただし書」を「第十五条の三第一
項ただし書」に改める。

第二十四条の三第二項】に改める。

理由

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができるとしているところ、これ
が、この法律案を提出する理由である。

特定商取引に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るために、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新た

停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができる」と
することとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の買取の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとしていることである。

通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとしていた責任の程度を考慮して、当該停止を命じた取引類型に関する業務を制限することが相当と認められるときは、当該役員等に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができる。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

な業務の開始等を禁止することができることとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十八年四月二十八日

消費者問題に関する特別委員長 江崎 鐵磨

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

主務大臣は、指示又は命令に関する書類の送達を受けるべき者の住所等が知れない場合等において、主務大臣の事務所の掲示場に処分書を交付する旨を掲示することにより、公示送達をすることができる。

罰則

罰則の引上げを行うことその他所要の改正を実行すること。

施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

対して指示することのできる措置として、当該違反行為の是正のための措置及び購入者等の利益の保護を図るために措置を例示すること。

議案の可決理由

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るために、業務停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新た

5 業務禁止命令制度の創設

主務大臣は、販売業者等に対する業務の停止を命ずる場合において、当該命令の理由となつた事実及び当該販売業者等の役員等が有していた責任の程度を考慮して、当該停止を命じた取引類型に関する業務を制限すること

が相当と認められるときは、当該役員等に対し、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができる。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

な業務の開始等を禁止することができることとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとしていることである。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十八年四月二十八日

消費者問題に関する特別委員長 江崎 鐵磨

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 「特定権利」制度の導入の趣旨が、脱法行為や消費者被害の後追いを防ぐことにある点を踏まえ、特定商取引に関する法律における「役務の提供」と「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすき間が生じないよう措置すること。その後もなお規制のすき間が生ずる事態が認められるときは、速やかに、商品、役務、権利という三分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検討すること。

二 悪質事業者に対する法執行強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向け

を連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者

の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。

右の議案は、國會に提出する。

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

による被害の未然防止が喫緊の課題であること
に鑑み、法執行の強化等の対策を推進するとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと
と、また、引き続き高齢者等の被害が多発した
場合には、勧誘規制の強化についての検討を行
うこと。

第一條中「かんがみ」を「鑑み」に、「場合」を「場合等」に改める。

虚偽の広告を誤認して契約締結に至った場合の
救済措置の在り方を含め、実効的な被害の未然
防止及び救済措置について検討を行うこと。

費者被害の発生が認められる場合には、本法の
救済を効果的に推進するため、本法の施行状況
及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな措
施行後五年を待たず、適時適切に見直しを行う
こと。

第四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」を「同項の場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。」に改め、同項第一号中「内容」の下に「であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」を加え、同項第二号中「取引条件」の下に「であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」を加え、

て、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のものを目的とする消費者契約(以下この項において「同種契約」という。)を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超える

二 消費者契約が有償契約である場合において、第八条の二に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）

第八条の二 次に次に次の二条を加える。

による」を削り、同条の次に次の二条を加える。

「場合を含む」を削る。

地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組を推進し、相談情報を特定商取引に関する法律の執行及び制度の見直しに活用するためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と民間関係者との連携の推進が重要であることに鑑み、地方消費者行政推進交付金の継続を含む財政支援並びに消費生活相談員及び担当職員の研修機会の提供を国の責任において措置すること。

三 前二号に掲げるもののほか、物品、権利、
役務その他の当該消費者契約の目的となるも
のが当該消費者の生命、身体、財産その他
重要な利益についての損害又は危険を回避す
るために通常必要であると判断される事情
第四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次
の一項を加える。

（取消権を行使した消費者の返還義務）

第六条中「第三項」を「第四項」に改め、同条の次
条第二項中「第三項」を「第四項」に、「及び第七条」
と「から第七条まで」に改める。

第五条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同
の勧誘により当該消費者契約の申込み又はその
承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

ものであることを知っていた場合において、そ
の勧誘により当該消費者契約の申込み又はその
承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

（次の一条を加える。）

あること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

4 消費者は事業者が消費者契約の締結に一事

第六条の二 民法第二百二十二条の二第一項の規定

又はに改める

て勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回

にかかわらず、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者は、第四条第一項か

第十一項第一項中「商法」の下に「(明治二十二年法律第四十八号)」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第五条第二項の改正規定(「及び第七条」を「から第七条まで」に改める部分に限る。)、第六条の次に一条を加える改正規定及び附則第六条の規定 民法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日

三 附則第六条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十八年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日(経過措置)

第二条 この法律による改正後の消費者契約法(以下「新法」という。)第四条第四項及び第五項(第三号に係る部分に限る。)これらの規定を新法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

2 この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、新法第七条第一項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

項に改め、同法第八条の改正規定の次に次のようく加える。

第八条の二を次のように改める。

3 この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、新法第八条第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第八条の二の規定は、この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、適用しない。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の消費者契約法第六条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行前に消費者契約に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた消費者の返還の義務については、適用しない。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第五条 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るために、他の社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、

無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、

とおりに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 重要事項の範囲

事業者の不実告知があつた場合において、消費者がその意思表示を取り消すことができ

る対象である重要事項として、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるも

のが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するためには通常必要であると判断される事情を

追加すること。

3 取消権の行使期間

消費者契約法の規定による消费者的取消権については、追認をすることができる時から

六箇月間行わないときは時効によって消滅する

こととされているところ、当該期間を一年間に

伸長すること。

1 過量な内容の消費者契約の取消し

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務そ

の他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間(以下「分量等」という。)が当該消費者にとっての通常の分量等(消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。)を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

量、回数又は期間(以下「分量等」という。)が当該消費者にとっての通常の分量等(消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並

びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。)を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すこと

ができる。

消費者契約法の規定による消费者的取消権については、追認をすることができる時から

六箇月間行わないときは時効によって消滅する

こととされているところ、当該期間を一年間に

伸長すること。

4 消費者の解除権を放棄させる条項の無効

事業者の債務不履行により生じた消费者的

解除権を放棄させる等の消費者契約条項は、無効とすること。

5 第十条の例示

民法、商法その他の法律の公の秩序に関する規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効と規定する第十条の例示として、消費者の不作為をもつて当該消費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項を規定すること。

6 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るために、無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十八年四月二十八日

消費者問題に関する特別委員長 江崎 鐵磨

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十八年五月十日 衆議院会議録第三十号

消費者契約法の一部を改正する法律案及び同報告書

[別紙]

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

情報面における支援、その他適切な施策を実施すること。

四

消費者被害の迅速かつ適切な解決を図る観点から、国民生活センター、都道府県及び市町村における消費生活相談・あつせん体制を充実・強化するため、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する十分な研修体制の構築、消費者行政担当者等に十分周知すること。

一

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一本改正の内容を始めとする消費者契約法の内容について、消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書が解釈の明確化等を図るべきとした点も併せて、消費者事業者各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市区町村における消費者行政担当者等に十分周知すること。

二

情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めた社会経済状況の変化に鑑み、消費者委員会消費者契約法専門調査会において今後の検討課題とされた、「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則、不当条項の類型の追加その他の事項につき、引き続

き、消費者契約に係る裁判例や消費生活相談事例等の更なる調査・分析・検討を行い、その結果を踏まえ、本法成立後三年以内に必要な措置を講ずること。

三

消費者契約法の定める民事ルールによる消費者被害の防止及び救済の実効性を確保するため、適格消費者団体による差止請求権の拡充及び消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の円滑な施行と実効的な運用並びにこれらの制度の扱い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面及び全国消費生活情報ネットワーク・システム(PICO-NET)の配備等の

官報(号外)

平成二十八年五月十日 衆議院會議錄第三十号

明治二十五年三月三十日
郵便物記号
可日

| |
|---------------------------------------|
| 發行所 |
| 二東京一〇五番五號 立行政法人國立印刷局 京都港區虎ノ門四丁目 |
| 電話 |
| 03 (3587) 4294 |
| 定価 |
| 本体一部 一一八円 (本体) |